

# 足場を設置する際は、 「より安全な措置」等に取り組みましょう



建設業で発生する死亡労働災害のうち、  
**約45%は、墜落・転落災害**によるものです。

▶ 墜落・転落災害を防止するため、下の2点を確実に実施してください。

労働安全衛生規則の徹底

→ P9 参照

「より安全な措置」等の実施

→ P7・8の(1)(2)(3)

## 建設業における労働災害の発生状況

図1  
死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）

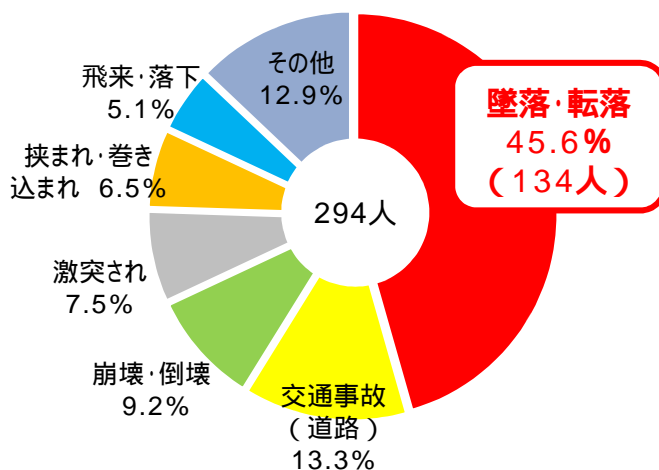
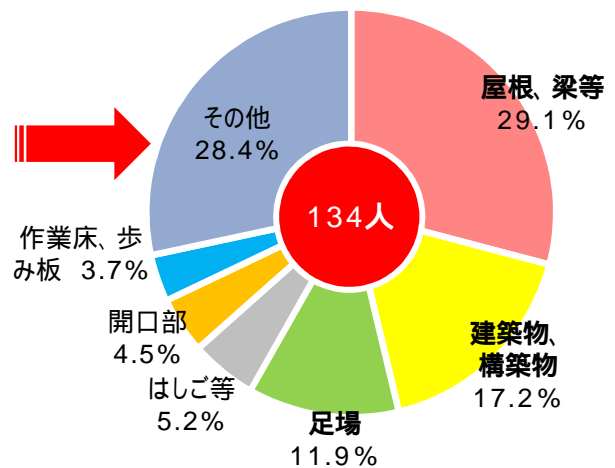


図2  
墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として「委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業（建設業）」を実施しています。

**No more! 墜落・転落災害 @建設現場**



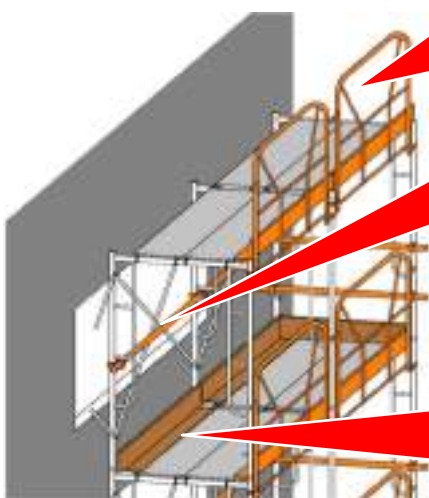
## 「より安全な措置」等について

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、この中で、**労働安全衛生規則（ ）の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等**を示しています。（ ）P7 参照

### （１）足場からの墜落防止措置の実施

足場からの墜落災害を防止するため、以下の「より安全な措置」を講じましょう。

#### わく組足場



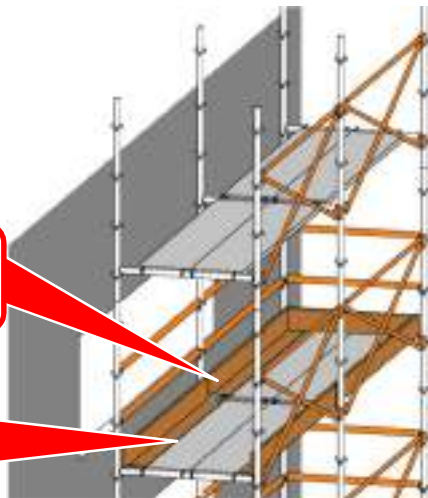
手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行専用型足場」の設置

上さんの設置

手すり等、及び中さん等に加え、幅木の設置

床材は建地と隙間を作らないよう設置  
(図は床付き幅木の例)

#### その他の足場



### （２）「手すり先行工法」及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置しましょう。

ガイドラインは、厚生労働省ホームページに掲載しています。「手すり先行工法」については、次頁参照。

#### わく組足場

最上層の一層下から手すりを設置

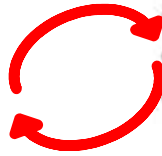
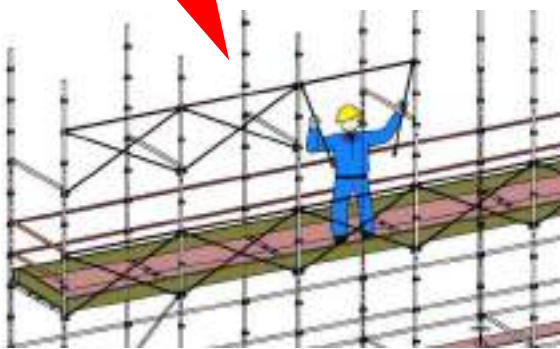
手すりがある状態で組立て・解体の作業を行う



## その他の足場

最上層の一層下から  
手すりを設置

手すりがある状態で  
組立て・解体の作業  
を行う



## 手すり先行工法とは

足場の組立て・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い方法の一つに、手すり先行工法があります。手すり先行工法とは、**足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法**です。

## (3) 足場の安全点検の確実な実施

足場の種類に応じたチェックリスト等を活用して、安全点検を確実に実施してください。

点検事項	点検内容
1. 足場の種類、取付け等の確認状況	1. 足場の種類は設計図書に示されているか、確認しているか。 2. 取付け等の状況は設計図書に示されているか、確認しているか。 3. 足場の種類は設計図書に示されているか、確認しているか。 4. 取付け等の状況は設計図書に示されているか、確認しているか。
2. 足場の構造、取付け等の確認状況	1. 足場の構造は設計図書に示されているか、確認しているか。 2. 取付け等の状況は設計図書に示されているか、確認しているか。 3. 足場の構造は設計図書に示されているか、確認しているか。 4. 取付け等の状況は設計図書に示されているか、確認しているか。

点検実施日時	点検者	点検結果	点検場所	点検内容

足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の**十分な知識・経験のある方**を指名しましょう。また、足場の組立て等の作業に直接従事した以外の方が行うことで**客観的・的確なもの**としましょう。

足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方  
労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築の方）など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方  
全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた方  
建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方  
点検実施者について、チェックリストの「点検者職氏名」欄へ記載しましょう。

作業開始前の点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名しましょう。

チェックリストや資料は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別添：「より安全な措置」等について）  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>

リーフレット「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場」  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-3.html>

## (参考) 「労働安全衛生規則」に基づく足場における墜落防止措置

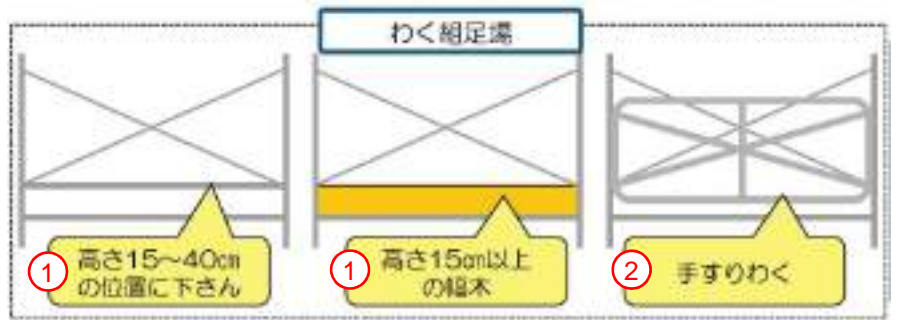
通常作業時における足場の墜落防止措置 (安衛則第563条)

### わく組足場

または のいずれかの措置

「交さ筋かい」+「下さん」  
または「高さ15cm以上の幅木」  
下さんの位置 = 高さ15~40cm

または、  
「手すりわく」

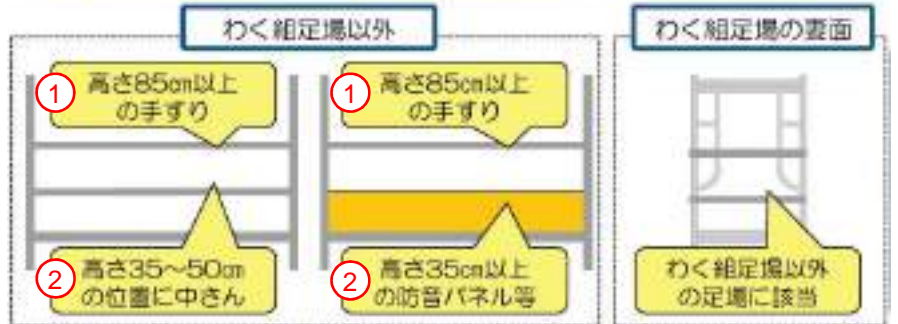


### その他の足場

と 両方の措置

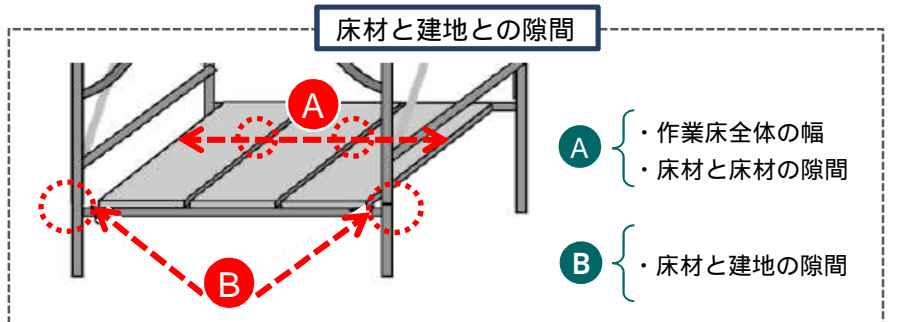
「手すり」  
手すりの位置 = 高さ85cm以上

「中さん」  
中さんの位置 = 高さ35~50cm



### 床材と建地との隙間

- A 作業床の幅は 40cm 以上  
床材の隙間は 3cm 以下
- B 床材と建地の隙間は  
12cm 未満



墜落防止対策を進めるためのアドバイスをします

## ～ 「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」 について～

厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として、委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」を実施しています (平成29年度は全国仮設安全事業協同組合に委託)。本事業では、主に以下の取組を行っています。

#### 「より安全な措置」等に関する調査・診断

「より安全な措置」等の墜落防止対策に関する相談や助言、作業計画・改善計画の作成支援を行う

#### 「より安全な措置」等に関する説明会

全国47都道府県で、労働安全衛生規則や「より安全な措置」等に関する理解を深める説明会を実施する

お問い合わせは、全国仮設安全事業協同組合 (本部・支部) まで

ホームページ: <http://www.kasetsuanzen.or.jp>

メールアドレス: [info@kasetsuanzen.or.jp](mailto:info@kasetsuanzen.or.jp)

(注) 平成29年度の説明会は終了しています。

また、平成30年度の事業実施者、事業内容等については、決まり次第のご案内となります。

(H29.12)

# 足場の組立・解体中に墜落する危険を減らすための措置を積極的に採用してください

## 「労働安全衛生規則」で必要とされる墜落防止のための措置とは？

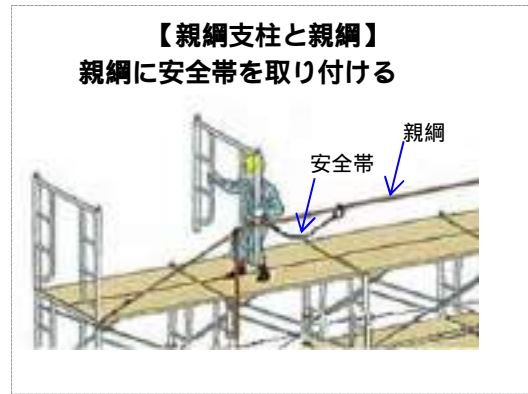
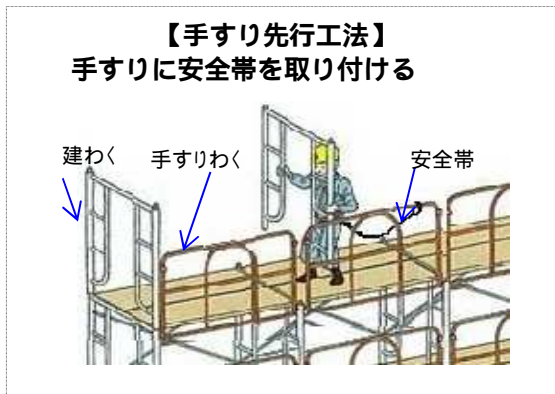
平成27年7月に施行された労働安全衛生規則第564条第1項第4号により、足場を組立て、解体、変更する際、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次の2つの措置が必要です。

幅40cm以上の作業床<sup>1</sup>を設置すること、安全帯取付設備<sup>2</sup>を設置し、労働者に安全帯を使用させるか、これと同等以上の措置を講じること。

ここで、安全帯取付設備には、手すり、手すりわくと親網が含まれます。また、建わく、建地、手すりなども利用することができる場合があります。

- 1 狭小な場所など当該作業床を設けることが困難な場合を除きます。
- 2 安全帯を着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるもののことです。

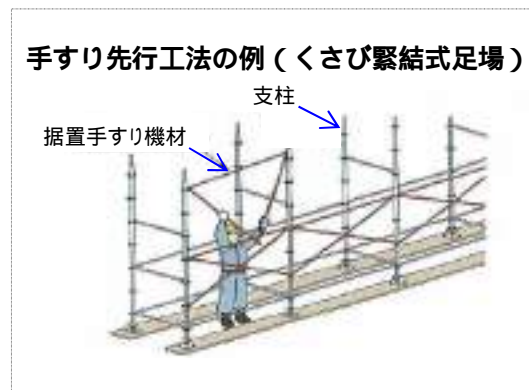
### <安全帯取付設備の例>



## さらに、墜落の危険を減らすためには？

### ▶「手すり先行工法」など墜落の危険を低減させる措置を積極的に採用してください

組立て・解体時の墜落防止措置として効果の高い方法の1つが手すり先行工法です。足場の組立時作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりが残っている工法です。



厚生労働省では、「手すり先行工法等に関するガイドライン」を平成21年に策定し、手すり先行工法による墜落防止の措置の普及・定着に取り組んでいます。

詳しい情報は厚生労働省ホームページをご覧ください

足場からの墜落防止対策 強化

検索



# 足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント

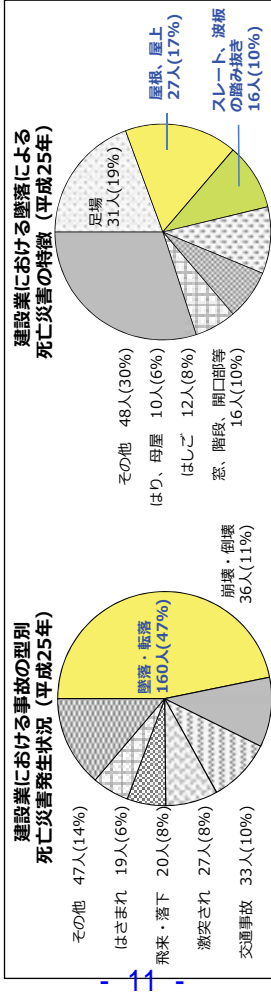
## 「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」のポイント

建設業の労働災害による死亡者数は、中長期的には減少していますが、ここ数年は減少数が鈍っており、毎年300人以上の方が亡くなっています。

事故の型別にみると、墜落・転落による死亡事故が47%を占め、最も大きな割合となっています。また、墜落した場所で見ると、屋根からの墜落事故が多くなっています。スレート等の屋根の踏み抜きと合わせて、平成25年は43人となり、全体の約27%を占めています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、平成26年1月に「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を作成しました。

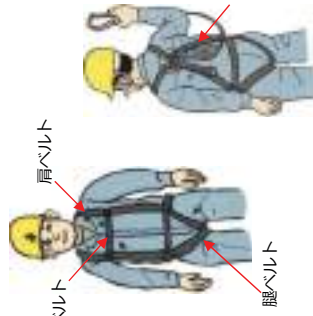
このパンフレットは、**短期間に屋根作業が終了し、屋根端部に足場を設置するより安全面において合理的と考えられる場合に適用できる安全帯取付設備の設置方法と、ハーネス型安全帯等の使用方法についてとりまとめたものです。**



## 適正な保護具を正しく装着しましょう

### 【ハーネス型安全帯】

ハーネス型安全帯は墜落阻止時に身体への負担が少ないとされている。ベルトにねじれがないか確認しつつ、長さを調節し、ゆるみがないように着用する。なお、一度大きな力が加わった安全帯は使用しない。



### 【ランヤード】

シヨックアブソーバー付きで、巻取機能があるものを使用する。



### 【安全靴】

耐滑性、安全性、屈曲性に優れた靴を選ぶ。



### 【保護帽】

- ① まっすぐ深くかぶる。
- ② ヘッドバンドは頭の大きさに合わせて調節し確実に固定する。
- ③ アゴひもは締めがながいようにしっかりと締める。



## 垂直親綱（主綱）の設置方法 ① 地上からの主綱の設置のしかた

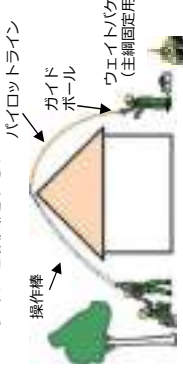
屋根上での作業を始める前に墜落防止対策の要となる、一本目の垂直親綱（主綱）を設置します。主綱の設置方法の1つは、地上から操作棒を使うやり方です。この方法では、作業開始前（はしご昇降前）から作業終了時まで、作業者の地上への墜落阻止が期待できます。

- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

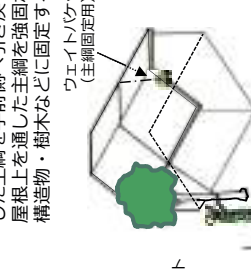
### 【作業手順】

**1** 操作棒を使って、ガイドポール付きのパイロットラインを屋根上に通す。

次に、強固な構造物やウエイトバケットなどに一端を固定した主綱をパイロットラインと仮固定する。



**2** パイロットラインと仮固定した主綱を手前側へ引き戻し、屋根上を通した主綱を強固な構造物・樹木などに固定する。



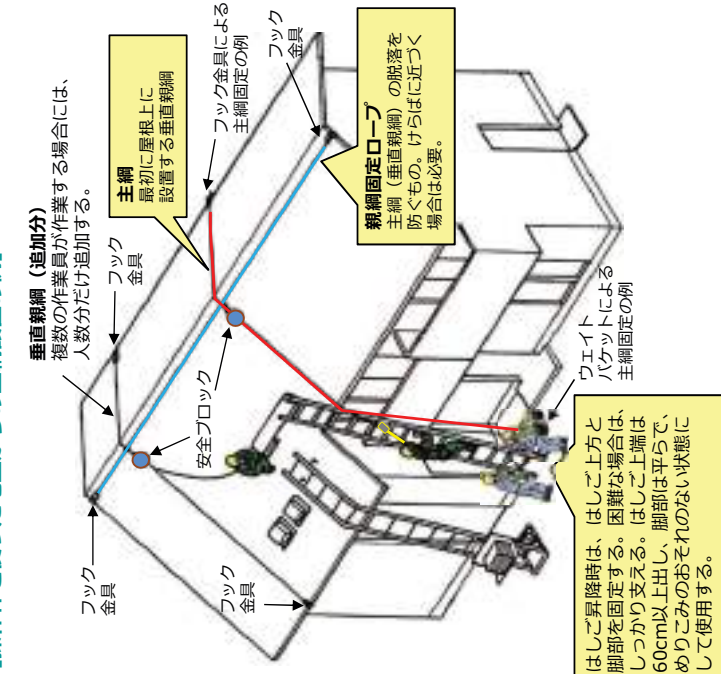
**3** スライドを主綱に連結し、はしごを屋根上へ上げ、屋根棟付近で安全ブロックを主綱に連結する。



**4** 安全ブロックのストラップが適切に機能することを確認してから、安全帯のD環へ、スライドをD環から取り外す。  
※ ストラップの變形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。

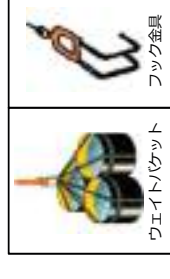


### 【操作棒を使った地上からの主綱設置の例】



はしご昇降時は、はしご上端と脚部を固定する。困難な場合は、はしご上端はしっかりと支える。はしご上端は60cm以上出し、脚部は平らで、めりこみのおおそれのない状態にして使用する。

### <主綱固定器具の例>



※ ウエイトバケットの重量は、この親綱を利用する作業員の体重程度以上を目安とする。

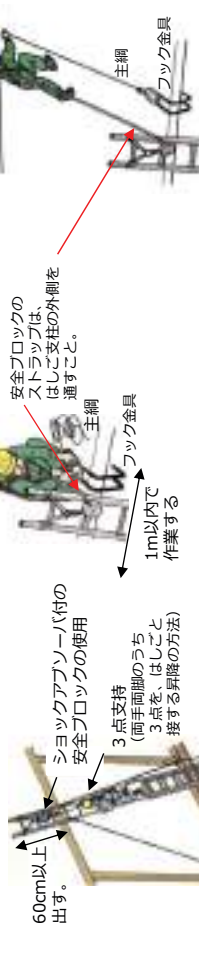
## 垂直親綱（主綱）の設置方法② 移動はしごを使った主綱の設置のしかた

主綱を設置する2つめの方法は、はしご上方と脚部の2点（左右を含めると合計4点）を堅固な構造物にロープで連結し、はしご上端にショックアブソーバ付き安全ブロックを取り付けた墜落防護機構を使うやり方です。

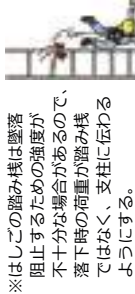
- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

### 【作業手順】

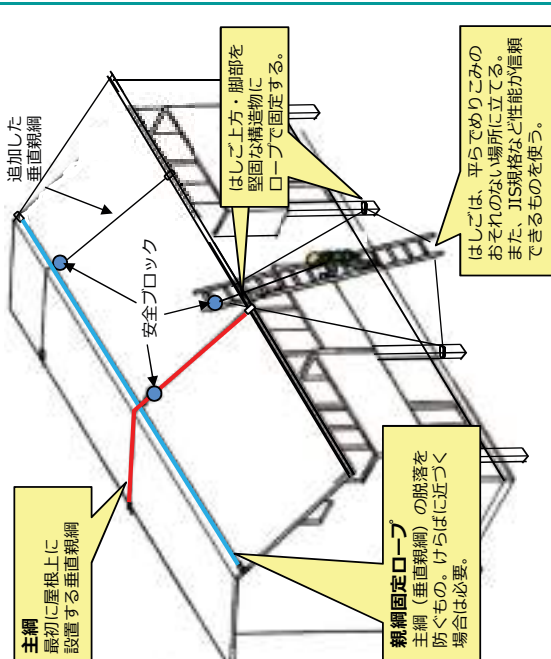
- 1 地上で、はしご上方固定用のロープと安全ブロックを取り付ける。  
次に、はしご上方と脚部をそれぞれ堅固な構造物に固定する。



※はしごの固定は、はしごの中心から左右に1間以上の間隔を確保する。  
※はしご上方は、その真下または建物側に引き寄せて固定する。



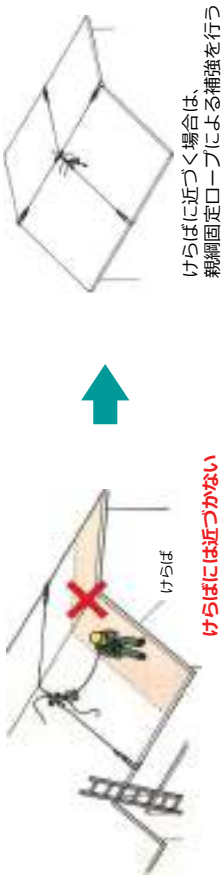
### 【移動はしごを使った主綱設置の例】



## 屋根上での安全な作業方法

屋根上で作業を行う際は、次の点に注意してください。

けらば付近に近づく場合は、親綱固定ロープで主綱または追加した垂直親綱の水平移動を拘束する補強が必要です。



けらばに近づく場合は、親綱固定ロープによる補強を行う

けらばには近づかない

複数の作業者が屋根上で作業する場合は、その人数分だけ垂直親綱を屋根上に増設する必要があります。



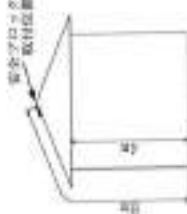
作業者数に応じて、垂直親綱の増設を行う

1本の主綱（垂直親綱）に複数の安全ブロックを取り付けて使用しない

軒先の高さが低い建物や安全ブロックの取付位置から地上までの距離が短い場合などは、ストラップの短い安全ブロックを使用するか、安全ブロックを取り付けられる位置をよく検討する必要があります。

例えば、ストラップの長さが5.7mの通常の安全ブロックの場合、軒先の高さが4m以下の建物や安全ブロックの取付位置から地上までの延べ長さが8m以下の建物では、墜落防止時に地上に衝突する危険性があります。

このような場合は、小型の安全ブロック（ストラップ長3.5m）を使用するか、または安全ブロックを取り付ける位置を十分に検討するようにしてください。



詳細は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省ホームページをご覧ください。

墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/140526-1.html>

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット一覧 > 足場の設置が困難な屋根上作業 - 墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル

# 既存不適合機械等更新支援補助金 フルハーネス型墜落制止用器具への 買換に要する経費の一部補助

## 1 対象となる申請者

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条各号に規定する中小企業者に該当する法人及び個人
- (2) 労災保険に特別加入している個人事業者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規程により労災保険の適用を受けることとされた者)
- (3) その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

## 2 対象となる経費の概要

### (1) 対象▷

- ① 既存不適合機械等 墜落制止用器具の規格(平成31年2月1日施行)に適合していない既存の安全帯の買換
- ② 適合機械等 次に掲げる基準(追加安全措置)のうち以下の2項目以上に適合するフルハーネス型墜落制止用器具への買換

- ▶ 背中X字腿V字型
- ▶ ロック装置付き巻取器
- ▶ 2本ランヤード又は追加の補助ロープ(ランヤード+補助ロープ)
- ▶ ワンタッチバックル
- ▶ サスペンショントラウマ防止ストラップ
- ▶ 反射板等

### (2) 間接補助金交付額▷

- ① **1本あたりの上限:12,500円(補助対象経費「上限25,000円」の1/2)**

例1) 見積単価4万円の場合:補助対象経費は上限の2.5万円となり、その1/2の1.25万円が間接補助金交付額となる。

例2) 見積単価1万円の場合:補助対象経費は1万円となり、その1/2の5千円が間接補助金交付額となる。

- ② **同一申請者あたりの合計額の上限:500,000円**

## 3 申請条件

- ① 補助対象経費(見積額)合計20万円以上
  - ▶ 間接補助金申請システム(以下「申請システム」という。)から直接申請又は支援小売店へ申請を依頼
- ② 補助対象経費(見積額)合計20万円未満

▶ 「間接補助金申請依頼書」により「支援小売店」へ申請を依頼

※支援小売店は、建災防ホームページにて一覧を公開しております。

詳しくは建災防のホームページでご確認ください





# 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

## 今回の改正等のポイント

### 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。
②	胴ベルト型 (U字つり)	✕→	✕	
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

### 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



### 3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格  
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～



# 政令等の改正について

## 【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で作保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月25日に告示されました。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

## 「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

## 墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者<sup>1</sup>に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★**墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について** → 5ページ参照  
2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

## 経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されます。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

**現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。**

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

## 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合の一部の科目を省略することができます。

### 【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。
- ② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。
- ③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

## 特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
<b>Ⅰ 作業に関する知識</b>	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
<b>Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識</b>	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
<b>Ⅲ 労働災害の防止に関する知識</b>	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
<b>Ⅳ 関係法令</b>	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
<b>Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等</b>	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

# ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

## 適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

## 用語

### ●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。  
(右図のA)

### ●落下距離

作業者の墜落を制止するとき生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。  
(右図のB)

### ●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

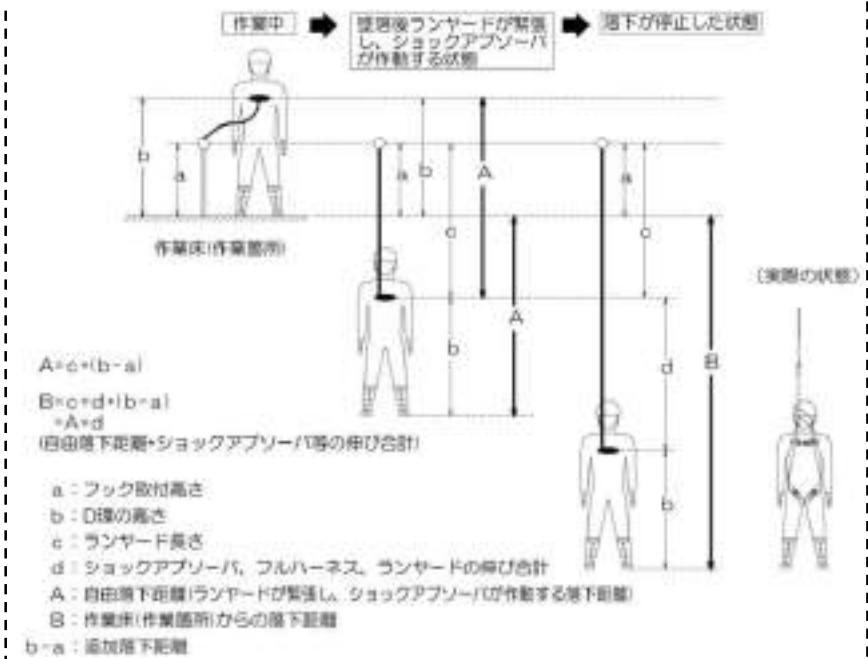
### ●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

### ●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

### 【フルハーネス型の落下距離等】



### 【胴ベルト型の落下距離等】



- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)とガイドラインにおいて規定されます。

## 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

### 要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが**6.75m以下**)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

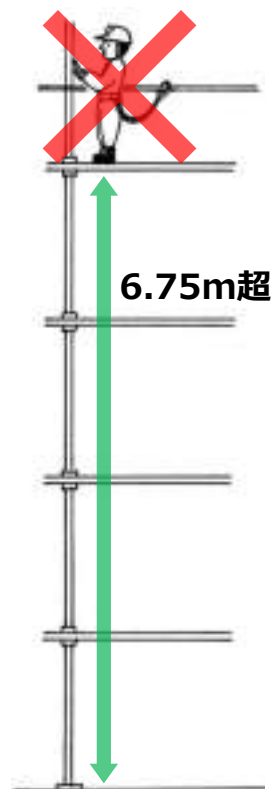
※ 一般的な建設作業の場合は**5mを超える**箇所、柱上作業等の場合は**2m以上の**箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません**。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用する必要があります。

### 要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

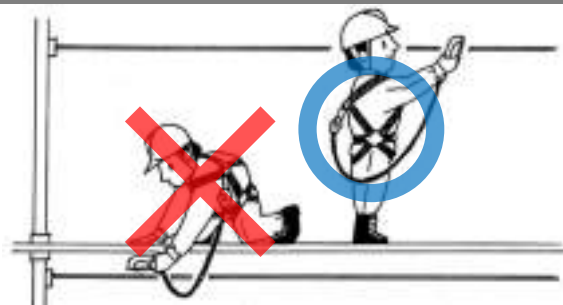
(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



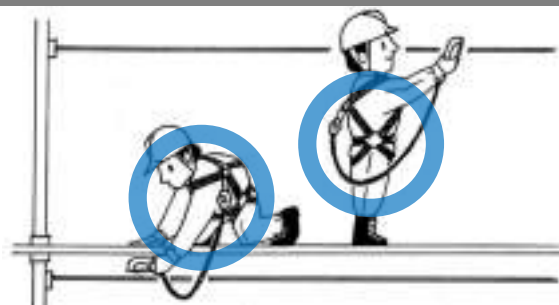
### 要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。(両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。)

#### 第一種ショックアブソーバを使用する場合



#### 第二種ショックアブソーバを使用する場合



## 【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

### ○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(=6.75m)以下としなければならないこと。

### ○ 一般的な建設作業等（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ<sup>※1</sup>を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

〔※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。〕

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件<sup>※2</sup>を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

〔※2 ランヤードのフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。〕

### ○ 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

## 使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

## 点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。